

## 審議結果（令和 6 年度第 3 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 7 年 2 月 27 日（木）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、内田 青蔵委員、山崎 祐子委員、安室 知委員、長崎 潤一委員、寺前 直人委員、青木 敬委員、河潟 俊吾委員、金子 弥生委員（11 名）

次回開催予定日

令和 7 年 7 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

時間になりましたので、ただいまより、令和 6 年度第 3 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。なお、本日の審議会につきましては、前回同様、対面の会議形式と web 会議形式の併用で開催させていただいています。ここからの議事の進行は浅見会長にお願いいたします。

（浅見会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。

本日の議事につきましては、部会報告の後、協議事項が1件、報告事項が4件予定されています。これらのうち、「県指定重要文化財の指定の答申について」は、内部的に審議検討途中であること、及び県指定に関わる未成熟情報であることから非公開としたいと考えております。

それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等がございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

御異議がないようでしたら、そのように進めさせていただきます。本日の傍聴者はおりますか。

(事務局)

本日、傍聴者はおりません。

(浅見会長)

傍聴者はいないとのことなので、このまま進めさせていただきます。

<議事概要箇所>

○部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

○協議事項 県指定重要文化財の指定の答申について

令和6年11月22日に開催された第2回文化財保護審議会において諮問された案件について、調査を付託された第1部会から調査結果が報告された後、協議が行われ、答申書が浅見会長から文化遺産課長に手交された。

(浅見会長)

それでは、報告事項に入ります。報告事項ア「神奈川県文化財保護条例の見直しについて」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

文化遺産課の谷口でございます。報告資料1を御覧ください。報告事項ア「文化財保護条例の見直しについて」です。まず、この案件についてですが、平成20年4月から「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定いたしまして、それぞれ条例の施行状況を把握し、条例の制定趣旨に立ち返って、見直しについて検討を加えることとなりました。特に規制をかける条例に関しては、定期的な見直しが概ね5年で必要とされております。

この要綱に基づきまして、文化財保護条例についても、平成22年8月に、資料の点線枠内

に記載のとおり、条例の制定附則を改正したところです。これにより、今年度中に条例の施行の状況について検討を加え、その検討結果を県議会に報告するとともに、必要な措置、具体的には必要があれば条例改正等を講ずるものとされているところでございます。

次に、「条例の見直しの視点及び留意点について」、項番2に記載がございませぬ。

(1)の「視点」は、ア～オの必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点に基づき、見直しをします。

(2)の「留意点」ですが、ア～ウの3つの留意点に留意いたしまして、見直しを行っていません。

2ページ目を御覧ください。概要について、この見直しの対象となる文化財保護条例ですが、文化財保護法に基づき、国指定以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定めているものでございませぬ。

続いて、「4 条例見直し結果」についてです。これは、先ほどの表の5つの視点、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性に沿って検討を行いました。

まず、必要性につきましては、神奈川県文化財保護条例ということで、国と相まって、県内の文化財の保存及び活用が適切に図られており、必要な条例として、制定当時の目的も生きているものと考えております。

有効性につきましては、文化財保護法と同様に、文化財の指定制度を設けております。そして、文化財の現状変更等の行為については許可制度を採用するとともに、修理等を行う場合には補助金を交付するなど、条例の目的を果たすための規定が整備されておりますので、有効に機能していると判断いたします。

また、効率性でございませぬが、文化財の保護・活用を図るため、現行法体系に基づく、国・県・市町村それぞれの役割分担の下で、法や市町村の条例との整合を図りながら、効率的な運用がなされているものと判断しております。

また、基本方針適合性でございませぬが、県の総合計画である「かながわグランドデザイン実施計画」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の中で「文化遺産（文化財）の保存と活用」を掲げており、県政の基本的な方針に合致しております。

5番目の適法性につきましては、当然、憲法・法令に抵触するようなものではございませぬので、現状のところ見直しは必要ないのではないかと考えております。

「5 その他」としまして、制度が始まってから、平成21年度、平成26年度及び令和元年度に同様の見直しを実施しており、その都度検討した結果、現行条例の運用上の課題は見受けられず、改正・廃止の必要ないとしたところでございませぬ。

なお、御存じの委員の先生もいらっしゃるかと思いますが、県指定天然記念物「益田家のモチノキ」の伐採事案に関連し、平成30年12月に文化財保護条例を改正して、県指定文化財の無断現状変更等に係る罰則を強化しております。これは罰金が今まで5万円だったものが30万円に引き上げたもので、国の制度とも合致しています。

なお、条例の施行状況ということで、2枚目の資料に、現在の文化財指定状況について一覧表にしてお示ししています。

最後に4ページ目に、過去5年間の運用実績を表にまとめております。基本的には県条例に係るものを項目として挙げております。指定については、県指定案件として過去5年間で

5件、解除の1件は、先ほどお話した県指定天然記念物「益田家のモチノキ」でございます。

補助につきましては、県費での補助は5年間で276件、許可については、現状変更許可件数と有形文化財等の公開許可件数で合計168件となっております。

説明としては以上となりますが、今回もこれまでと同様に、改正廃止の必要はないものとし御報告させていただきます。

(浅見会長)

このことについて、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項イ「民俗芸能記録保存調査について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告事項イ「民俗芸能記録保存調査について」、調整・世界遺産登録推進グループ柏木より説明いたします。

まず、項番1「概要」についてです。民俗芸能記録保存調査は、県内の民俗芸能の保存・継承の基礎資料とするとともに、その芸能の特色を明らかにして、神奈川の歴史や文化への関心を高め、県民の皆さんの郷土に対する愛着を育むため、平成30年度から実施しているものです。その第1弾の調査として、令和3年度まで「鹿島踊」を調査し、第2弾として、令和4年度から今年度まで、「飴屋踊り、万作踊り」の調査を行ってきました。

調査は、学識経験者から成る「企画調整委員会」の指導・助言のもと、民俗芸能等に精通する研究者等による「現地調査委員会」を設置して実施しており、文献調査のほか、現地調査を行い、由来や伝承組織、演目、衣装、音楽等の詳細を記録しました。

次に、項番2「令和4年度～6年度の調査」です。4年度から6年度にかけて調査を実施した「飴屋踊り、万作踊り」ですが、飴売りが伝えたという由来で、手踊りと段物で構成されています。現在伝承されている4か所と休止中の12か所を調査しました。

報告書の概要は、別紙「参考」のとおりです。今年度末刊行予定ですが、本日お手元に報告書を配付できず、申し訳ありません。

最後に、今後の調査ですが、7年度からは、伝承者や後継者の状況や、保存団体間の連携状況、緊急性等を勘案し、企画調整委員会の指導・助言を受けて、「一人立ち三匹獅子舞」を調査することとします。

今後の予定ですが、3月の県議会定例会文教常任委員会に、「飴屋踊り、万作踊り」の調査結果概要と、令和7年度以降の調査について報告し、先ほど申し上げましたとおり、3月末に調査報告書を刊行するとともに、県HPに掲載します。そして、4月からは新たな調査を開始いたします。説明は以上となります。

(浅見会長)

このことについて、御質問・御意見等がありましたらお願いします。特にないようでしたら、次に、報告事項ウ「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告事項ウ「国指定文化財の指定等について」調整・世界遺産登録推進グループ萩原より説明させていただきます。報告資料3を御覧ください。

「1 国指定史跡の追加指定」といたしまして、令和6年12月20日に開催された国の文化審議会、文化財分科会の審議・議決を経まして、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」、「下寺尾西方遺跡」（いずれも茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件となります。今回は追加指定となるため、件数等については、前回から変更はありません。

令和6年12月20日答申「下寺尾官衙遺跡群」、「下寺尾西方遺跡」については、資料の2ページ、3ページに位置図、写真を添付させていただいております。

「下寺尾官衙遺跡群」は写真①～⑤の計5地点となります。所在地としましては、茅ヶ崎市下寺尾字西方27番ほか6筆。追加指定の面積といたしましては、1,290.96㎡となります。

概要としましては、こちらは神奈川県東部に所在する相模国高座郡家と考えられる官衙遺跡群となります。既指定地の北東部には、7世紀末から8世紀中葉までに2期に亘り変遷した郡庁や正倉、南部には七堂伽藍跡と呼ばれる郡寺がありまして、郡家を構成する諸施設から成ります。

今回、条件の整った既指定地に近接している5地点、うち3地点は下寺尾西方遺跡と重複いたしますが、追加指定します。

その下、「下寺尾西方遺跡」は写真の③～⑤となります。所在地は、茅ヶ崎市下寺尾字西方342番6ほか3筆が追加指定地で、うち、追加指定面積としましては、743.96㎡となります。

本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となります。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化への実態を知ることができる遺跡となっています。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡でありますので今回、条件の整った既指定地に近接している3地点、こちらも下寺尾官衙遺跡群と重複しますが、追加指定いたします。

2ページに位置図を添付しています。中央部に太線で囲まれた範囲が、下寺尾官衙遺跡群の既指定範囲です。今回、さらに追加指定するのは太枠線の写真①～⑤の範囲となります。また、濃いグレートーンの場所が「下寺尾西方遺跡」の既指定範囲、薄いグレートーンが今後保護を要する範囲となります。3ページから写真を添付しています。主に畑地、宅地となります。「国指定文化財の指定等について」の史跡については、以上となります。

続きまして、国登録有形文化財（建造物）の新規登録について、御報告いたします。調整・世界遺産登録推進グループの羽入です。報告資料3 4ページ目の項番2から御覧ください。

文部科学省は令和6年8月15日付け官報において、「旧川本家住宅主屋」ほか4件を、令和6年12月3日付け官報において、「宮下家住宅主屋」ほか6件を、登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。これにより、本県の国登録有形文化財（建造物）は、現在、累計で339件となっております。

新たに登録となった12件の詳細につきましては、答申された際の令和6年度第1回文化財

保護審議会にて御説明したとおりとなりますので、今回は省略させていただきます。資料4ページから8ページに改めて詳細を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

このほか、現時点で国の文化審議会に答申された新規登録候補は現時点ではございませんが、新たに答申されましたら、今後の審議会にて改めてご報告させていただきます。報告事項ウの説明については、以上となります。

(浅見会長)

「国指定文化財の指定等について」ということで、御説明をいただきましたが、このことについて、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項エ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

調整・世界遺産登録推進グループの萩原から御報告いたします。報告資料4を御覧ください。こちらは、県指定文化財の現状変更申請と許可の状況についてです。令和6年11月1日～令和7年2月15日の間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定史跡河村城跡ほか6件につきまして、次の表に記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。

項番1の「史跡河村城跡」になります。申請者は山北町長で、現状変更申請の内容は樹木伐採となります。別紙の項番1河村城跡も併せて御覧ください。こちらの樹木につきましては、既に枯れている立ち枯れ樹木の伐採となります。地下遺構、景観への影響は軽微であると考えられるため、実施の許可をいたしました。なお、施工に当たっては、山北町教育委員会職員の立ち合いを求めています。

続きまして、調整・世界遺産登録推進グループの羽入より、有形文化財の現状変更について説明いたします。報告資料4の項番2を御覧ください。

「県指定重要文化財 五所神社本殿」の高欄及び浜縁を修理するに当たり、ネコ土台の形状変更と、腐食部材のヒノキ材への変更を行うものです。写真や図面等は別紙3ページを併せて御覧ください。

五所神社本殿は、今年度県費補助事業にて高欄及び浜縁の修理を行っていますが、部材の腐食が激しいことから、高欄の水はけをよくすることを目的に、ネコ土台の形状を変更するというものです。また、腐食が進んでいる部材は、同材ではなくヒノキ材に交換します。

いずれも建物を長期に保存・活用するために必要なものと判断されることから、記載の理由と許可条件をもって許可したものです。

有形文化財の現状変更については以上となります。

続いて調整・世界遺産登録推進グループ村田より、史跡・名勝江ノ島の現状変更の状況について御説明いたします。

まず、項番3ですが、「江ノ島」2丁目における、既設電柱の隣の地中に長さ150cm直径13cmの接地極を新設する工事です。縦0.2m×横1.0m、最大地表下3.75mの掘削を伴い、周知の埋

蔵文化財包蔵地に該当していることから、別途届出を行っています。また、設置する接地極は地中に設置されるため、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番4「江ノ島」における、係留施設の待合所設置工事です。江の島1丁目に昨年度クルーズ船等からの乗降をしやすくするため、新たに整備された係留施設の待合所として、港湾利用の改善を図る目的で四阿を設置するものです。具体的には、4m四方で高さ3.26mの四阿を南緑地に設置します。

各支柱設置の掘削を伴い、最大深度は、0.95mとなりますが、設置箇所は埋立地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから、地下遺構への影響はありません。また、塗装は緑や茶色等、周囲の環境に配慮したものであるため、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番5「大磯高麗山の自然林」における、迂回径路の新設に伴う当該径路近辺の危険木伐採に関する現状変更です。中郡大磯町高麗の指定地内において、いずれも新設予定の迂回経路に隣接しており、通行者等に危険が及ぶ樹木9本を伐採します。

安全管理・維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番6「勝福寺と八幡神社境内の樹叢」において、サギ被害対策として、樹木高所の剪定及び枝打ちを行う現状変更です。小田原市飯泉の指定地内において、サギが営巣していることで、糞害、騒音被害等、参拝者や地元住民への被害が発生しているため、二股に分かれた枝を伐採し、サギが営巣できないようにします。安全管理・維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番7「ギフチョウとその生息地」における、個体調査に伴う現状変更です。放蝶由来と考えられる個体が確認されたことを受けて実施している調査を行います。天然記念物の保全のため必要な調査であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

説明は以上となります。

(浅見会長)

この件につきまして委員の皆様から御質問・御意見等がありましたらお願いします。

特にないようですので、報告事項は終了いたします。

以上で予定していた議題については、終了いたしました。次に3「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、特にないようなので事務局にお戻りいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。事務局から来年度の審議会日程についてお伝えいたします。令和7年度第1回の審議会は7月頃の実施を予定しております。年度明け以降、日程調整の御連絡を担当より差し上げますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度第3回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。